

樫野川

山口南警察署　新山口駅前交番
作　成　者　髙木　ゆりこ
警察署　電話　083-972-0110



犯罪被害者月間のお知らせ

11月1日(日)～12月1日(火)

犯罪による被害とは、心身への直接的な被害にとどまらず、その後の生活で直面する様々な困難も含まれます。

被害に遭われた方やそのご家族の声に耳を傾け、私たち一人一人が何をすべきかを考えることが大切です。

～　被害後に直面する様々な困難　～

- **精神的なショックや身体の不調**
- **医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮**
- **周囲の無責任な噂、取材・報道等による精神的苦痛**





☆高齢者の交通事故防止県民運動☆

令和８年１１月９日（月）から１１月１５日（日）までの間、「高齢者の交通事故防止県民運動」が実施されます。

道路を渡るときは



- ☑ 自分の姿が見えやすい明るい場所から横断する
- ☑ 車の流れが完全に途切れてから横断する

出かける前に心掛けよう

- ☑ 明るい色の服装にする



- ☑ 反射材を活用する



運転者は、**「思いやり」**と**「ゆずり合い」**の心を持った運転に努めましょう。

歩行者は、道路横断時、**手上げ横断「渡ります」**の合図を行うなど、安全行動を実践し、自らの安全を守りましょう。





◎　逆走車を発見した場合
（逆走車情報を知った場合）

① 速度を落とし、十分な車間距離をとって走行
② 衝突を避けるよう注意して走行
③ 逆走車情報の通報

◎　逆走をした場合

① 安全な場所に停止し、ハザードランプを点灯
② 安全な場所に避難
③ 逆走したことを通報

